

平成 29 年 10 月 10 日

一般社団法人 長野県経営者協会  
会長 山浦 愛幸 殿

長野労働局長

長野県知事

## 長時間労働削減をはじめとする過重労働解消 に向けた取組に関する協力依頼

長野県の労働時間等の現状をみると、労働者一人平均の年間総実労働時間が 2,032 時間（平成 28 年毎月勤労統計調査（一般））と全国平均の 2,024 時間を上回るとともに、年次有給休暇の取得率は 42.1%（平成 26 年長野県雇用環境等実態調査 労働者 30 人以上）と全国平均の 48.8%（平成 26 年就労条件総合調査 労働者 30 人以上）を下回る現状にあり、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

このため、本県においても、貴団体をはじめとして、経営者団体、労働団体、長野労働局及び長野県で構成する「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」を開催し、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組を進めているところです。

こうした中で、11 月は、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）」において過労死等防止啓発月間とされているところであります。11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとされております。また、厚生労働省では、10 月を「年次有給休暇取得促進期間」と定め、積極的な取得を推進しているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、「過重労働解消キャンペーン」期間中、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のため、各々の企業の実情に応じた取組、具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度の導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定による連休の実現（「プラスワン休暇」）などの取組の強化に御協力いただきますようお願い申し上げます。